

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の自己

啓発等休業に関する条例

(平成二十年三月二十六日
条例 第一一七号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 自己啓発等休業に關する必要な事項は、蒲郡市職員の自己啓発等休業に關する条例(平成二十年蒲郡市条例第一号。以下「蒲郡市条例」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

第四編 人事 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例)